

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様な・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>○しまね農業振興公社は、農地対策と農業の担い手の育成を一体的に推進することにより地域農業の振興を図り、土地と人の両面から担い手に対する総合的な支援を実施してきた。</p> <p>○平成23年度には、実施してきた全ての事業について、公益認定を審査する県公益認定等審議会において、事業の公益性が認められ、平成24年4月1日に公益法人に移行した。</p> <p>○県下全域を対象とした農地保有合理化事業や県内外で青年農業者等育成事業等を実施する。</p> <p>○市町村段階の農地利用集積円滑化事業のサポート等も実施している。</p> <p>○今後、ますます重要な役割を担うことが期待されている。</p>	A
組織運営	<p>○退職に伴う人員補充を行って来なかったが、平成23年度において、総務企画課長の退職と同時に臨時職員として1年の勤務を行った者を採用。職員の年齢構成は45歳前後3名、20代1名。</p> <p>○平成24年度から島後において、畜産基盤事業開始(H24～29)。また、農福連携事業等の新たな事業も開始されることから、効率的な組織運営がより一層求められている。</p> <p>県の人的関与について 担い手の確保・育成及び農地政策に精通した職員を1名、干拓事業については兼務職員1名が従事している。県の施策と密接に関連していることから、県との連携が必要不可欠。</p>	B
事業実績	<p>○農地保有合理化事業は、買入れ16件12.2ヘクタール、売渡し17件28.1ヘクタールであった。また、農地流動化連絡会を3回開催し、平成24年度から実施される人・農地プラン及び円滑化事業との連携について周知を図り、円滑化事業のサポートを実施した。</p> <p>○青年農業者等確保育成事業について、就農・就業新規相談者数は302人、相談件数は711件であり、就業プランナー設置により相談者は増加傾向にある。</p> <p>○中海干拓事業について、揖屋地区3.0ヘクタール、安来地区4.4ヘクタールの長期貸し付けを実施した。</p> <p>○施設整備事業について、海士町及び西ノ島町において、放牧用林地、隔障物、家畜保護施設及び家畜排せつ物処理施設の整備を行った。</p>	A
財務内容	<p>○平成23年度1名の退職にあたり、1名新規職員を採用。職員人件費の削減に努めている。(H22正規職員人件費27,682千円、H23正規職員人件費22,579千円)</p> <p>○平成23年6月に県土地改良会館に移転し、経費削減(477千円)を実施した。</p> <p>県の財政的関与について 公益事業の効率的かつ継続的な実施を可能とすることから、公社の有り方、県の施策方針について、しまねの農業振興公社関係課連絡協議会・関係課連絡会議で検討を行っている。</p>	B

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

団体の経営評価報告書における総合評価について	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	変化する農業施策の展開に対する体制整備	農地の中間保有の強化及び担い手の確保・育成	公益事業の効率的かつ継続的な実施
<p>総合コメント</p> <p>公益法人へ移行したことにより各事業の有り方、今日的役割を明らかにした上で、公社の公益的役割を最大限発揮するための方針が求められている。県において、公益法人として認定された公社の公益事業の効率的かつ継続的な実施を可能とするためにしまね農業振興公社関係課連絡協議会・関係課連絡会議で検討を実施中。引き続き、公社においても効率的な組織運営、経費の削減に向けた取り組みを継続する必要がある。</p>			